解散公告（第二回）

当公社は、福岡県知事の認可により平成二十七年七月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月四日

福岡県朝倉市菩提寺四一二番地二

朝倉市土地開発公社

代表清算人　片山　潔

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年九月一日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月四日

熊本市中央区神水二丁目九番五号北野ビル四〇二号　くまもと県民百貨店労働組合

清算人　児玉　智勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市本町二丁目七番地六、最後の住所青森市佃一丁目二一番一九号

被相続人　亡　石舘悠紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

青森市古川二丁目二番六号　**葛**西ビル三階

相続財産管理人　弁護士　須藤　真悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市篠田一丁目二七番、最後の住所青森市篠田一丁目二七番二六号パナハイツ北川二〇三号

被相続人　亡　三上　正實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

青森市橋本二―一三―五青森大同生命ビル五〇五　乙山直美法律事務所

相続財産管理人　弁護士　乙山　直美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区巣鴨五丁目九〇番地、最後の住所群馬県高崎市倉賀野町九八三番地二

被相続人　亡　荒井　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

事務所群馬県高崎市東町一九一番地三

相続財産管理人　倉澤　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市大沼二丁目三五番地一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　日野　隆章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一番地一二　弁護士法人アームズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅水　尚伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木三丁目一〇五番地、最後の住所埼玉県三郷市彦成三丁目八番一四―三〇五号

被相続人　亡　小島　**禮**子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一番地一二　弁護士法人アームズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　麻王秀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区荻窪三丁目七六二番地、最後の住所埼玉県鶴ヶ島市脚折四丁目一五番三三―三〇八号日神パレステージ坂戸

被相続人　亡　玉手　英二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

埼玉県川越市新富町一―一八―六戸田本川越ビル三階

相続財産管理人　弁護士　杉本　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市羽黒町二三五六番地、最後の住所新潟県村上市羽黒町六番一七号

被相続人　亡　百武倉喜智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

新潟県村上市新町九番三九号、事務所新潟県村上市新町九番七七号　海田総合法務事務所　相続財産管理人　海田　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市杣木四三五番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　江口　吉文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

新潟県三条市興野一―一五―一〇　中央ビル二階　中澤泰二郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中澤泰二郎

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年9月4日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社大洋建設　②神奈川県知事（1）27611号　③代表清算人　石坂妙子　④横浜市中区元浜町三丁目21番地2　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市中区元浜町三丁目21番地2　株式会社大洋建設　代表清算人　石坂妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市大谷町谷端四番地、最後の住所徳島県徳島市大谷町谷端四番地の三

被相続人　亡　井関しのぶ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月四日

事務所徳島県徳島市佐古一番町七番三号丸山ビル

相続財産管理人　司法書士　山岡　実子

無縁墳墓等改葬公告

当墳墓地及び隣接土地を宅地分譲するために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年九月四日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡北島町江尻字旭光三八番三

二、墳墓等の名称　不詳

三、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

四、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池三二番地一　株式会社渡辺不動産

代表取締役　渡辺　正一